

## 訪問看護ステーション ウエルライフ 運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社ウエルライフが開設する訪問看護ステーション ウエルライフ(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、作業療法士、理学療法士、その他の従事者(以下「看護師等」という。)が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条

- (1) ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- (2) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (ステーションの名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション ウエルライフ
- (2) 所在地 袋井市方丈2丁目5-10

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
  - ・管理者は、ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- (2) 職 員 看護師2.5名以上
  - ・訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。作業療法士・理学療法士 1名以上
  - ・在宅におけるリハビリテーションを担当する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (3) 夜間、休日について  
緊急時は速やかに利用希望者の下へ連絡を取り、駆けつける。

### (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護（介護予防訪問看護）の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから磐周医師会等に主治医の選定を依頼する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に関しては居宅介護支援事業者との連携を図る。

### (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 訪問看護（介護予防訪問看護）の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 福祉用具・住宅改修などの相談・選定業務
- (3) リハビリテーション
- (4) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (5) 食事および排泄等日常生活の世話
- (6) 褥瘡の予防・処置
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル管理
- (11) 服薬状況及び残薬の確認・管理、関係機関への情報提供
- (12) その他の医師の指示による医療処置

### (実施地域)

第8条 通常に事業の実施地域は磐田市・袋井市・掛川市・森町・菊川市

### (緊急時等における対応方法)

第9条

- (1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。  
主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

### (健康保険法の指定訪問看護の利用料)

第10条

- (1) 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。
- (2) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

(3) その他利用料として、次の額を徴収する。

- |   |                                   |                  |
|---|-----------------------------------|------------------|
| ① | 営業時間内 で 90 分を越える訪問看護料             | : 30分あたり 1,000円  |
| ② | 営業時間以外で 90 分を越える訪問看護料             | : 30分あたり 1,000円  |
| ③ | 営業日以外の訪問看護料                       | : 1回 1,000円      |
| ④ | 保険の給付対象とならない訪問看護サービス              | : 60分あたり 7,600円  |
| ⑤ | キャンセル料                            |                  |
|   | ● サービス提供時刻が                       |                  |
|   | 午前の方は前日午後 5 時まで                   |                  |
|   | 午後の方は当日午前 9 時まで                   | にキャンセルの連絡がなかった場合 |
|   | ● 当日に訪問した際利用者都合によりサービスが提供できなかった場合 |                  |
|   |                                   | : 1回 利用者負担額      |
- ※ 2 時間を超える場合は上記①、②に準じる。
- |   |                                 |                 |
|---|---------------------------------|-----------------|
| ⑥ | 日常生活上必要な物品                      |                 |
| ⑦ | 死後の処置料                          | : 3,000円        |
| ⑧ | エンゼルケア                          | : 12,000円       |
| ⑨ | 保険外で訪問看護を受けようとする時の訪問看護料         |                 |
|   |                                 | : 30分あたり 3,800円 |
| ⑩ | 交通費                             |                 |
|   | 当事業所から 500m未満                   | 無料              |
|   | 袋井市内 (当事業所から 500m以上) (1回の訪問につき) | 100円            |
|   | 袋井市外 (1回の訪問につき)                 | 150円            |
|   | ※ 1ヶ月 上限 1,000円                 |                 |
| ⑪ | 吸引器レンタル料                        |                 |
|   | 1～5日目まで (包括)                    | 1,000円          |
|   | 6日目以降 (1日毎に)                    | 200円            |

#### (介護保険法の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用料)

##### 第 11 条

- (1) 訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。
- (2) その他利用料として、次の額を徴収する。
- |   |                         |                 |
|---|-------------------------|-----------------|
| ① | 日常生活上必要な物品              |                 |
| ② | 死後の処置料                  | : 3,000円        |
| ③ | エンゼルケア                  | : 12,000円       |
| ④ | 保険外で訪問看護を受けようとする時の訪問看護料 |                 |
|   |                         | : 30分あたり 3,800円 |
| ⑤ | 保険の給付対象とならない訪問看護サービス    | : 60分あたり 7,600円 |
| ⑥ | 吸引器レンタル料                |                 |
|   | 1～5日目まで (包括)            | 1,000円          |
|   | 6日目以降 (1日毎に)            | 200円            |

## (その他運営についての重要事項)

### 第12条

- (1) 訪問看護事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後6か月以内
  - ② 継続研修 年1回
- (2) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ウエルライフと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規定は、平成22年11月1日から施行する。

平成23年	11月	22日	介護予防表現追加等一部修正
平成28年	9月	1日	介護保険利用料等一部修正
平成31年	4月	1日	健康保険料外利用料等一部修正
令和5年	4月	18日	住所変更・器具レンタル料につき一部改正
令和5年	12月	1日	事業所名変更 営業日・営業時間・健康保険料外及び介護保険料外利用料等につき一部修正
令和6年	6月	1日	営業日・実施地域・健康保険料外及び介護保険料外利用料等につき一部修正
令和7年	6月	1日	健康保険料外及び介護保険料外利用料等につき一部訂正
令和8年	6月	1日	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容につき一部改定